

国民健康保険税の税率を 改定しました

岡町民生活課
国保年金係
☎(62)2114

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)制度を支える重要な財源です。加入者の皆さんが病气やけがをした際の医療費や、各種保険給付に充てられます。

国保税率が 変わりました

国保税は、加入者の所得や世帯の状況などに応じて算定されます。税率は、医療費水準や加入者数、財政状況などを踏まえて各自治体が定めているため、自治体ごとに異なります。

本町では、県へ納付する国民健康保険事業費納付金の額などを踏まえ、表のとおり国保税率を改定しました。

子ども・子育て支援 金が加算されます

子育て世帯を社会全体で支えるための「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、令和8年度からは、その財源となる支援金分が新たに国保税に加算されます。

国保税の納税義務者は世帯主です

国保は、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主となり、国保に関連する通知なども世帯主宛てに発送されます。

所得の申告を 忘れずに！

国保税の算定や軽減措置の適用、高額療養費の世帯負担額の判定は、前年の所得を基に行います。

世帯内に一人でも所得の未申告者がいる場合は、上位所得者とみなされるため、軽減措置や高額療養費の世帯負担額の判定など、所得に応じた制度の適用を受けることができません。

令和8年度国民健康保険税率表					
課税方法		医療 保険分	後期高齢者 支援分	介護 保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	国保加入者の令和7年中の基準総所得金額に右の割合を乗じた金額	4.51%	2.71%	2.07%	0.3%
均等割額	国保加入者1人ごとに課税される金額 ※未就学児は半額	25,300円	8,800円	10,000円	1,300円
平等割額	1世帯ごとに課税される金額	16,600円	6,400円	5,000円	800円

※国保税額は、世帯内の国保加入者の所得割額、均等割額、平等割額を合計した額です。
また、加入者の年齢によって介護保険分が加算されます。
※子ども・子育て分の均等割額について、こども(高校生年代まで)は全額軽減されます。

国保制度Q & A

Q . 国保税を特別徴収される人はどんな人？

A . 65歳から74歳までの人で、年金の年額が18万円以上など一定の条件を満たす場合は、世帯主の年金から国保税が天引きされます。

Q . 交通事故などで、けがしたときは？

A . 交通事故をはじめ、傷害や飲食店での食中毒など第三者の行為によってけがや病気をした場合の医療費は本来、加害者が負担するものです。しかし、保険証を使用することで、一時的に国保が医療費を立て替え、治療を受けることができます。その場合、

国保が加害者に対して医療費を請求するため、**必ず町民生活課に届け出**てください。

Q . 就職や退職した場合は、どうすればいい？

A . 退職などにより、これまで加入していた健康保険の資格を喪失した場合や、新たに就職先で健康保険に加入した場合は、国保の加入・脱退手続きが必要となります。**自動的に変更されません**ので、異動があった日から14日以内に町民生活課に届け出てください。**マイナ保険証を利用している場合でも、国保と社会保険の切り替えの手続きは必要**です。

国民健康保険・後期高齢者医療 保険の資格確認書更新のご案内

岡町民生活課
国保年金係
☎(62)2114

国民健康保険

新しい資格確認書等を世帯主宛てに**特定記録郵便**または**普通郵便**により送付します。不在の場合でも郵便受けなどに配達されますので、誤って廃棄したり、家庭内で取り違えたりすることのないようご注意ください。

▼送付する書類

○マイナ保険証が未登録の人
↓「資格確認書」
○マイナ保険証を登録済みの人
↓70〜74歳の高齢受給者のみ
「資格情報のお知らせ」

▼「高齢受給者証」の廃止

8月1日から、高齢受給者証(70〜74歳)の発行を終了し、資格確認書に一体化します。医療機関を受診する際は、資格確認書をご提示ください。

なお、これまでマイナ保険証を利用する人にも高齢受給者証を発行していましたが、今後は発行しません。マイナ保険証をご利用の人は、マイナ保険証のみで医療機関を受診できます。

▼資格確認書等の発送日
7月21日(火)から順次発送
▼限度額認定証の更新
入院や外来で医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証が必要な場合は、町民生活課窓口で申請し、交付を受けてください。前年の所得に応じて負担区分を再判定します。

※マイナ保険証で医療機関を受診する人は、申請不要です。

後期高齢者医療保険

令和6年12月以降、全ての健康保険において、健康保険証の新規発行が廃止されました。一方、後期高齢者医療制度では、国の暫定的な取り扱いにより、これまで全ての後期高齢者に紙の「資格確認書」が発行されていました。

令和8年8月からの更新については、次のとおり取り扱いが変更となりますので、ご確認ください。

▼「資格確認書」が届く人

○85歳以上の被保険者
○84歳以下の被保険者で、マイナ保険証が未登録の人
▼「資格情報のお知らせ」が届く人
○84歳以下の被保険者で、マイナ保険証を登録済みの人
↓今までもおり、マイナ保険証で受診してください。

▼資格確認書等の発送日

7月17日(金)から順次発送
※7月31日までは、現在お使いの資格確認書等を使用してください。

▼「限度額区分」の併記

限度額区分を資格確認書に併記することで、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。

申請の際は、対象者本人の資格確認書と、申請に来庁する人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)を町民生活課にご持参ください。

▼併記対象者

世帯区分が「現役並み所得Ⅰ・Ⅱ」または「住民税非課税世帯Ⅰ・Ⅱ」に該当する人
※区分の確認は、町民生活課にお問い合わせください。

※マイナ保険証で医療機関を受診する人は、申請不要です。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の有効期限切れとなった資格確認書などは、細かく裁断して破棄するか、町民生活課に返却してください。破棄または返却は8月1日以降に行い、新旧お間違えのないようご注意ください。

